

入湯税の使途

入湯税は、鉱泉浴場の入湯行為に対して、入湯客に課税される税金です。
この税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設・消防施設・観光振興に要する経費に充てることとされており、その使途が特定されている目的税です。
令和7年度の「南大隅町一般会計決算」における入湯税の充当状況については、以下のとおりです。

(歳入)	
・入湯税	744 千円
(歳出)	
・入湯税が充てられている施策に要する経費	1,286 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	入湯税	その他
観光施設の整備	観光施設管理事業	1,286	0	0	0	744	542
合計		1,286	0	0	0	744	542